

練馬区における外環の地上部街路（外環の2）の都市計画変更案について

1 概要

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（以下「外環の2」という。）は、東京都が、地域住民等の意見を聴きながら都市計画変更の手続を進めてきたところである。

このたび、東京都から都市計画変更案が示され、これについて区に意見照会があった。

2 背景

外環の2は、昭和41年、高速道路の東京外かく環状道路（関越～東名）（以下「外環」という。）とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定された。

都は、平成19年に高速道路の「外環」の都市計画を高架方式から地下方式に変更したことを踏まえ、「外環の2」について、検討のプロセスや検討の視点を明らかにし、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていくこととした。

その一環として、区内においては、都の主催により、平成22年6月から平成23年8月まで、「練馬区における外環の地上部街路に関する話し合いの会」が開催されるとともに、平成23年11月には、「練馬区における外環の地上部街路に関する広く意見を聴く会」が開催された。都は、こうした話し合いなどを踏まえ、平成25年12月に、「地上部街路のあり方（複数案）」を公表し、平成26年1月から2月にかけて、「広く意見を聴く会」と「オープンハウス」を開催した。

一方、区は、「外環の2」については、区内の南北交通の円滑化に資する都市計画道路であるとともに、環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であるとしており、区民意見反映制度による区民からの意見を踏まえ、平成26年2月に「『外環の2』に関する今後の取組方針」を策定するとともに、都に対して、都市計画の取り扱いを明確にした上で、早期に整備を図るよう要請を行った。

都は、平成26年5月に、これまでいただいた意見や、区の意向を踏まえ、「地上部街路の都市計画に関する方針」を定め、6月から7月にかけて、「都市計画に関する方針および都市計画変更素案（練馬区間）」に関する「説明会」と「オープンハウス」を開催した。

こうした取組を踏まえ、このたび、都は都市計画変更案を作成したところである。

3 都市計画の変更内容

P. 5のとおり

4 今後の予定

| | |
|-----------------------|---|
| 平成26年 9月19日 ～10月3日 | 案の公告・縦覧、意見書受付（東京都） |
| 9月26日～28日 10月 | 案の閲覧・パネル展示の場 練馬区都市計画審議会へ付議 東京都へ意見回答 |
| 11月 | 東京都都市計画審議会へ付議（東京都） |
| 12月 | 都市計画決定・告示（東京都） |

5 添付資料

| | |
|------------------|-------------|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P . 3 |
| (2) 計画書 | P . 4 ~ 5 |
| (3) 位置図 | P . 6 |
| (4) 計画図 | P . 7 ~ 9 |
| (5) 参考図 | P . 10 ~ 12 |

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路外郭環状線の2

2 理由

幹線街路外郭環状線の2（以下、「外環の2」という。）は、世田谷区北烏山五丁目を起点とし、三鷹市、武蔵野市、杉並区を経て、練馬区東大泉二丁目に至る延長約8,970mの路線である。昭和41年、都市高速道路外郭環状線（以下、「外環」という。）とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定されている。

東京都は、平成19年に外環の都市計画を高架方式から地下方式に変更した際、関係区市等から出された要望を踏まえ、平成20年、「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」を公表し、検討の視点と検討のプロセスを明らかにした。これに基づき、外環の2の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進めることとしている。

このうち、幹線街路放射6号線から幹線街路放射7号線までの練馬区間については、これまでの検討を踏まえ、地域課題の解決や練馬区内の都市計画道路ネットワークの形成に資することから、道路の基本的な機能を確保した上で、歩行者、自転車、自動車の通行空間を構造的に分離可能な幅員とすることとした。

このため、事業中の大泉JCT地域及び（仮称）青梅街道ICの整備により地上部が改変される区間を除いて、既定の計画幅員40mを22mに変更する。

また、上石神井駅周辺については、「上石神井駅周辺地区まちづくり構想（練馬区）」に示されたまちづくりの方向性を踏まえ、鉄道やバス等の交通手段を結節する機能を確保するため、現在の都市計画の区域を一部活用し、交通広場を設置する。

併せて、幹線街路放射6号線から幹線街路放射7号線までの区間について、車線の数を定める。

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路外郭環状線の2を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|------|-------|---------|---|-----------|-----------|---------|------|------|-----|---|-----------------|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 幹線街路 | | 外郭環状線の2 | 世田谷区北烏山五丁目 | 練馬区東大泉二丁目 | 杉並区善福寺二丁目 | 約8,970m | 地表式 | | 40m | 京王電鉄井の頭線と立体交差 東日本旅客鉄道中央線と立体交差 西武鉄道新宿線と立体交差 西武鉄道池袋線と立体交差 三鷹都市計画道路3・2・2号線と立体交差 幹線街路放射6号線と立体交差 幹線街路と平面交差10箇所 | |
| | 車線の内訳 | | 2車線 | | | 約4,370m | | | | | 放射6号線 ～放射7号線 |
| | その他 | | なお、練馬区上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内に交通広場を設ける。 | | | | | | | | 面積 約5,100㎡ |

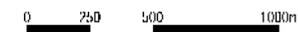
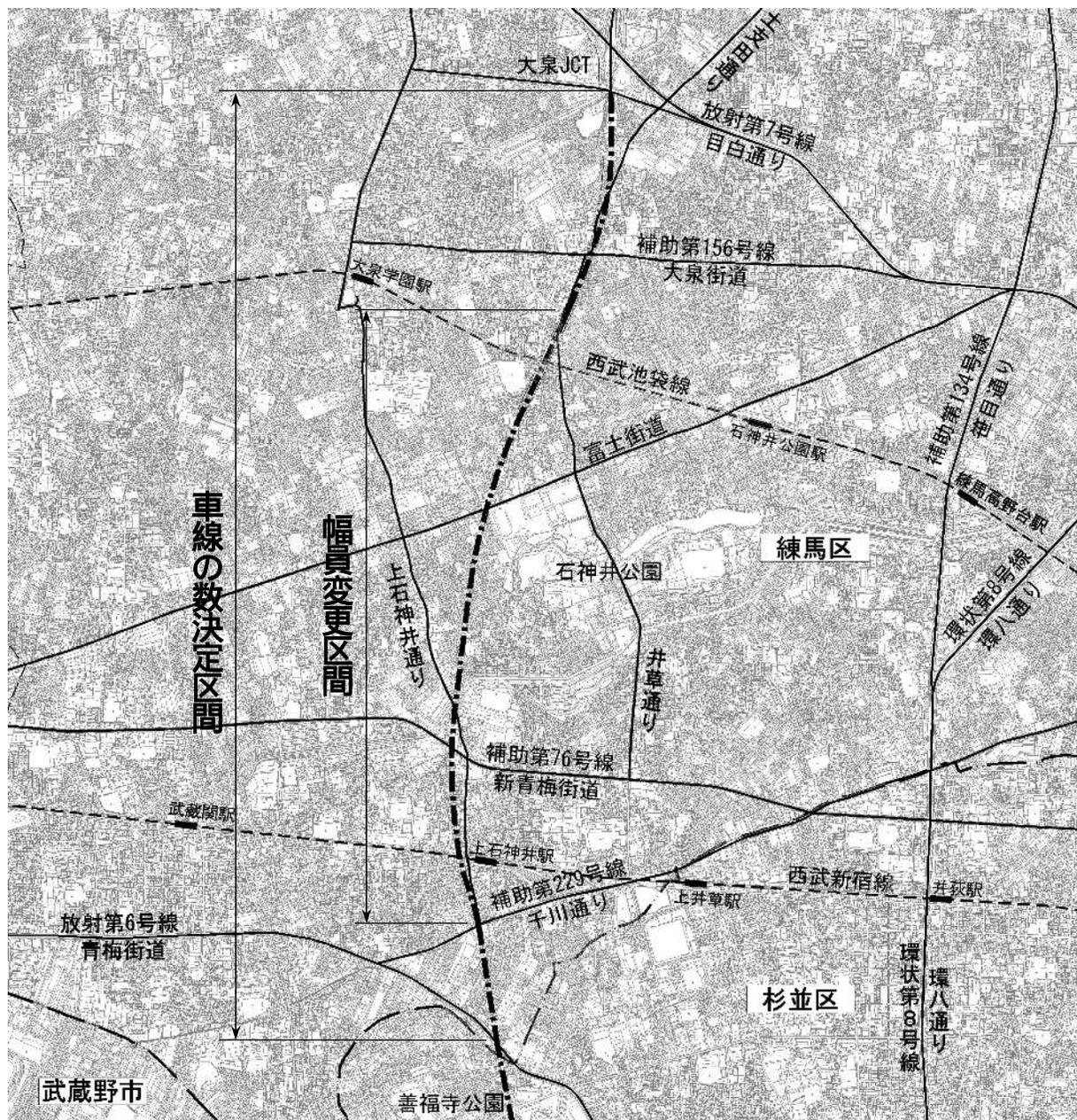
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由： 都市高速道路外郭環状線の都市計画を高架方式から地下方式に変更したことを踏まえ、広く意見を聴きながら検討した結果、道路の基本的な機能を確保した上で、歩行者、自転車及び自動車の通行空間を構造的に分離可能な幅員とするため、変更する。

変更概要

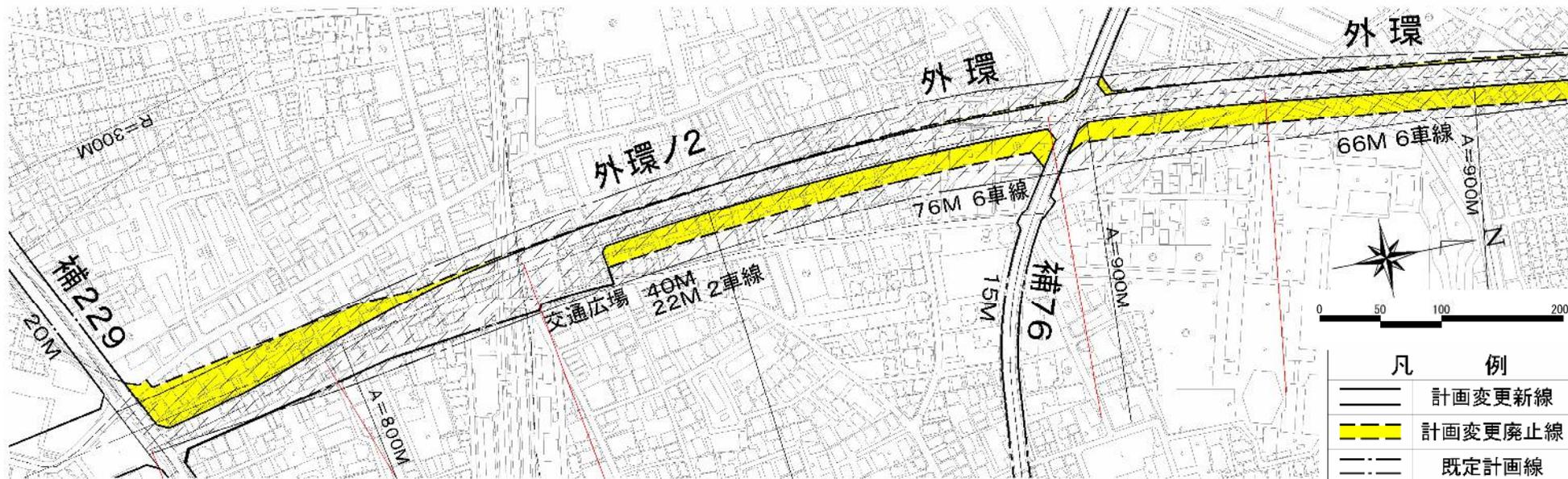
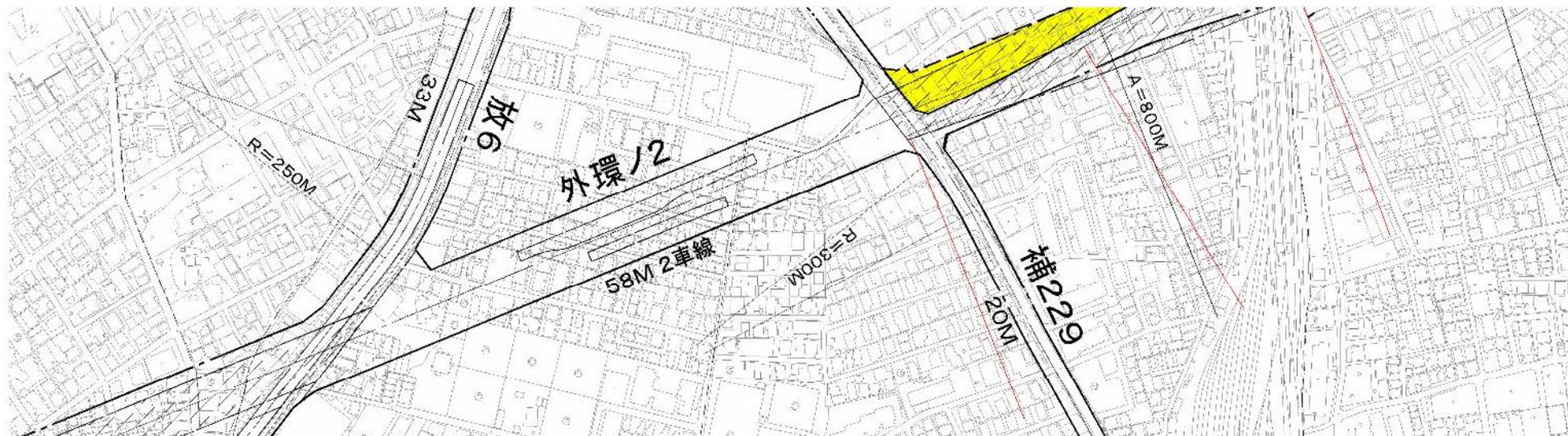
| 名称 | 変更事項 |
|---------|---|
| 外郭環状線の2 | 1 一部車線の数の決定 2車線（幹線街路放射6号線～幹線街路放射7号線 延長約4,370m） 2 一部幅員の変更 40m 22m（練馬区上石神井一丁目～練馬区石神井町八丁目 延長約2,840m） 3 交通広場の設置 面積約5,100㎡（練馬区上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内） |

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 位置図 〔東京都決定〕



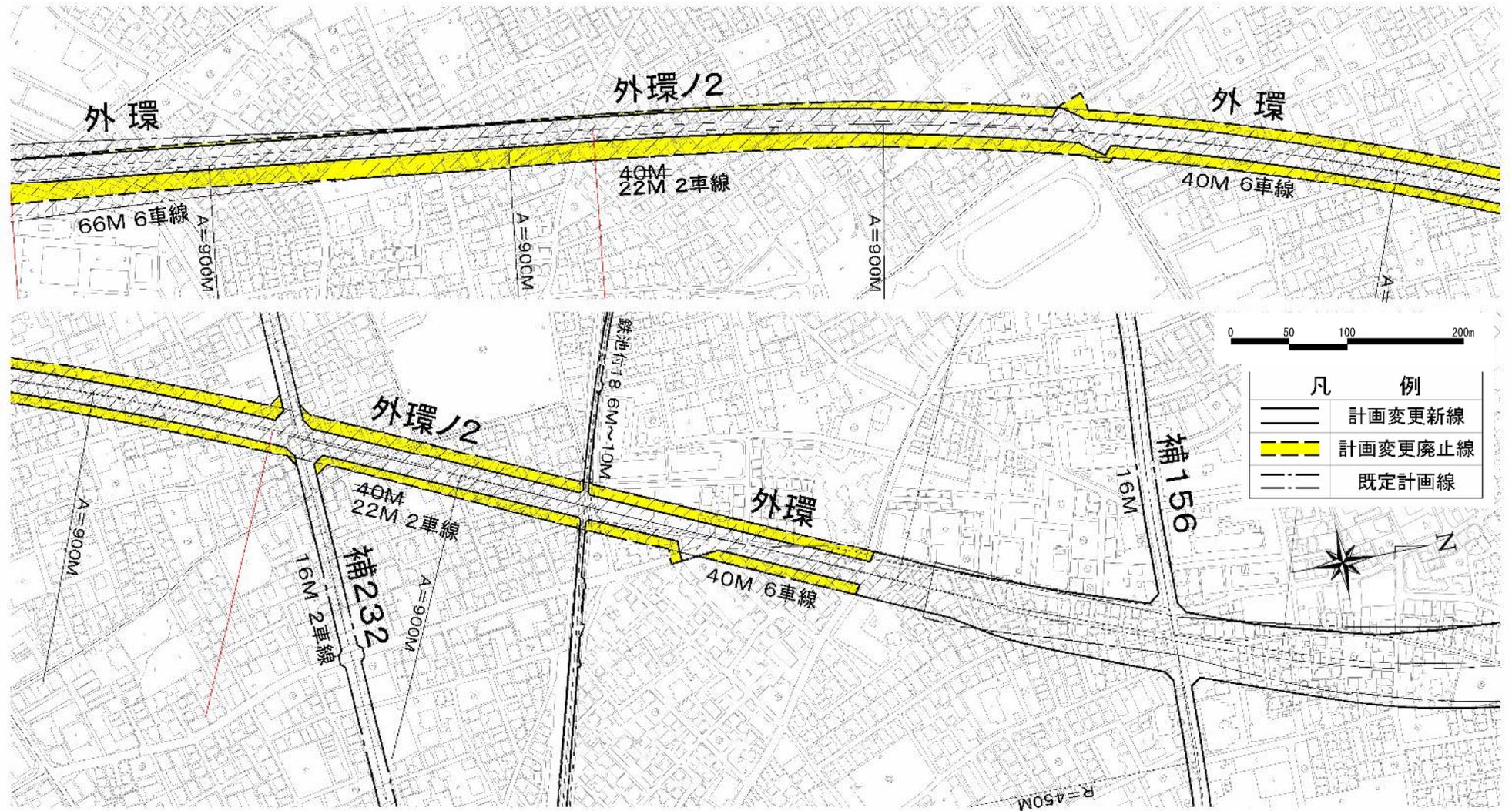
| 凡 例 | |
|-----|---------|
| | 外郭環状線の2 |
| | 主要道路 |
| | 鉄道 |
| | 行政境界 |

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 計画図1 [東京都決定]



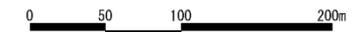
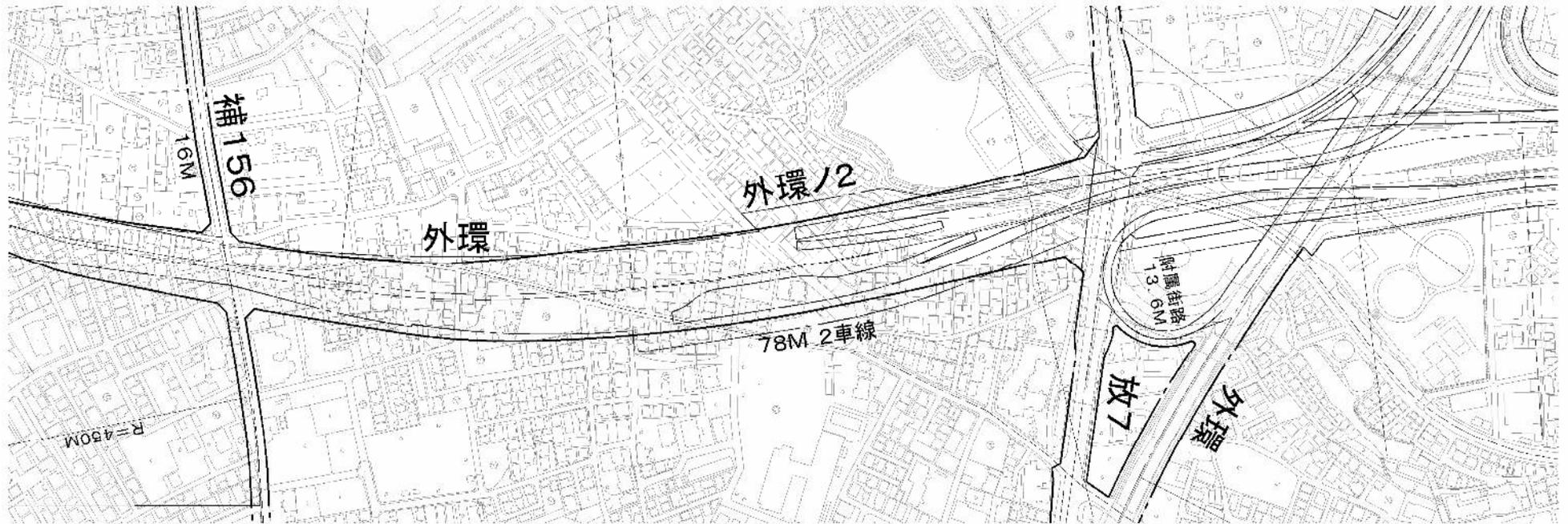
東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 計画図2

[東京都決定]



東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 計画図3

[東京都決定]



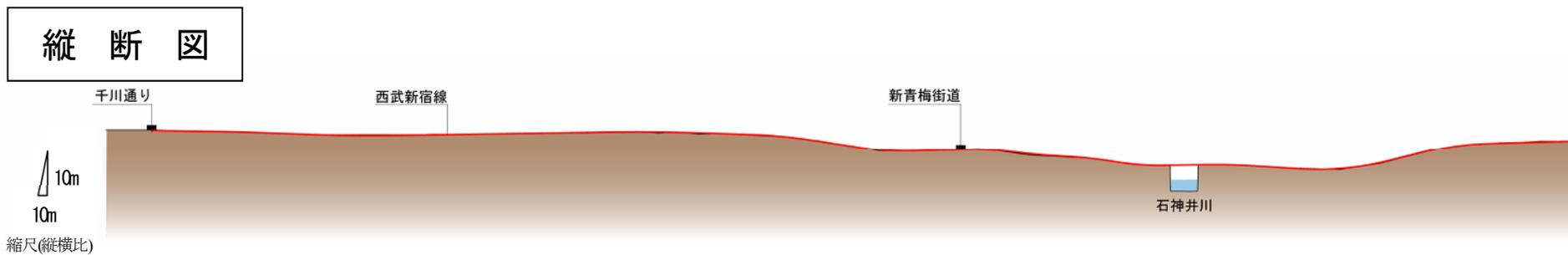
| 凡 例 | |
|-----|---------|
| | 計画変更新線 |
| | 計画変更廃止線 |
| | 既定計画線 |

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 参考図1 [東京都決定]

平面図



縦断図



東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 参考図2 [東京都決定]

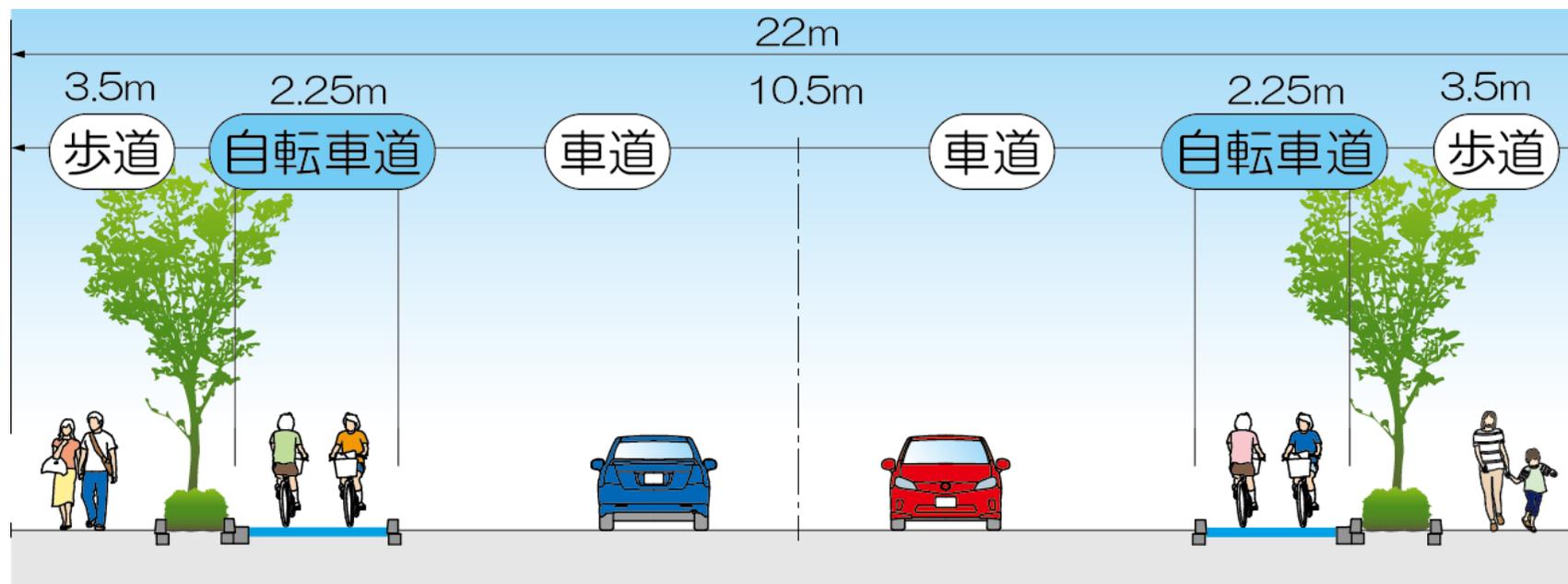
平面図



縦断図



横断図



注：自転車道の整備形態については、今後、関係機関と調整し検討していく。